

隠岐の島町立小中学校の教員の勤務時間の上限に関する方針

平成31年3月 隠岐の島町教育委員会

1. 趣旨

教育委員会では、平成29年10月に、教員の健康管理、職場環境の改善及び労働意識の高揚を図るため、教員の長時間勤務縮減対策プロジェクトチームを設置し、長時間勤務縮減に向けた取組内容を検討してきた。

プロジェクトチームが平成29年11月に行ったアンケート調査では、1か月の超過勤務時間が40時間以上の教員が、73人（54.5%）もいる状況であった。（0時間：1人（0.7%）、1時間以上：16人（11.9%）、20時間以上：30人（22.4%）、40時間以上：28人（20.9%）、60時間以上：23人（17.2%）、80時間以上：12人（9.0%）、100時間以上：10人（7.5%））

また、超過勤務時間を把握していない教員が11人（8.2%）もおり、教員には時間外勤務手当が支給されないことや、授業準備や部活動等にどれだけ時間を費やすのかは、各教員の個人の裁量に委ねられてきたこともあり、適正な勤務時間管理や長時間勤務を問題とする意識が薄い状況であった。

これらの課題に対する取組として、平成30年12月には、「教員の長時間勤務縮減にむけた取組案」の提言を得たところである。

文部科学省は、平成31年1月25日に、現在進められている「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として、いわゆる「超勤4項目」以外の業務への対応も視野に入れ、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「文部科学省のガイドライン」という。）を制定した。

文部科学省のガイドラインでは、勤務時間の上限の目安時間を定め、これの実効性を担保するために、服務監督権者である教育委員会に、公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等の策定を求めている。

この方針は、隠岐の島町立の小中学校の教員の勤務時間について、その上限に関する目安時間等を定めることで、教育委員会、学校、教員が協働して「教員の長時間勤務縮減にむけた取組」を進め、「学校における働き方改革」を総合的に推進するために策定するものである。

2. 勤務時間の上限の目安時間

（1）対象者

この方針は、隠岐の島町立小中学校の教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下「教員」という。）を対象とする。

（2）対象となる「勤務時間」

この方針の対象となる「勤務時間」は、文部科学省のガイドラインにおいて対象とする「勤務時間」とする。

- ① 教員の職務の特殊性を十分に考慮し、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて適切に把握

するために、在校時間等、外形的に把握することができる時間を「勤務時間」とする。

- ② 教員が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とする。なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。
- ③ 校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、職務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。
- ④ 休憩時間を除くものとする。

これらを総称して「在校等時間」とし、この方針の対象となる「勤務時間」とする。

(2) 上限の目安時間

- ① 勤務を要する日の在校等時間について、条例等で定められた1日の勤務時間（7時間45分）を超えた時間（以下「超過勤務時間」という。）の1か月の合計が、45時間を超えないようにすること。
- ② 勤務を要する日の在校等時間について、超過勤務時間の1年間の合計が、360時間を超えないようにすること。

(3) 特例的な扱い

- ① 上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、勤務を要する日の在校等時間のうち、超過勤務時間の1年間の合計が、720時間を超えないようにすること。この場合においては、勤務を要する日の在校等時間について、超過勤務時間の1か月の合計が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。
- ② また、1か月の超過勤務時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の超過勤務時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

3. 実効性の担保

(1) この方針の実効性を担保するために、服務監督権者である教育委員会は以下の取組を進める。

- ① 教育委員会は、学校、教員と協働して「教員の長時間勤務縮減にむけた取組」を進め、「学校における働き方改革」を総合的に推進する。
- ② 教育委員会は、勤務時間の上限の目安時間を超えた教員がいる場合には、その学校における業務や環境整備等の状況について検証する。
- ③ 教育委員会は、町長とこの方針について認識を共有し、町長の求めに応じて必要な報告を行うなど連携して取り組む。

(2) 教育委員会は、保護者も含めて社会全体が「学校における働き方改革」、「教員の長時間勤務縮減にむけた取組」、この方針等の内容を理解できるよう、教育関係者はもちろん、保護者や地域住民等に対して広く周知を図る。

4. 留意事項

- (1) この方針は、上限の目安時間まで教員が在籍したうえで勤務することを推奨するものではない。また、上限の目安時間の遵守のみを求めるものではない。
- (2) 在籍時間は、ICT の活用やタイムカードにより客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測する。
- (3) 教員の休憩時間や休日の確保等については、労働法制を遵守する。
- (4) 次のことに留意し、教員の健康及び福祉を確保する。
- ① 在籍等時間が一定時間を超えた教員への医師による面接指導や健康診断を実施する。
 - ② 退庁から登庁までに一定時間を確保する。
 - ③ 年次有給休暇等の休日についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進する。
 - ④ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
 - ⑤ 必要に応じ産業医等による助言・指導を受け、また教職員に産業医等による保健指導を受けさせる。
- (5) 教員は、上限の目安時間の遵守を徹底することを優先し、真に必要な教育活動をおろそかにするようなことがあってはならない。また、虚偽の在籍時間の記録を残したり、自宅等に持ち帰って業務を行ったりすることは、厳に避ける。
- (6) 教育委員会は、「教員の長時間勤務縮減にむけた取組」の実効性を高めるため、更に検討を続けていく。

資料

【超勤4項目】公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令
(平成15年政令第484号)

- 一 教育職員（法第6条第1項に規定する教育職員をいう。次号において同じ。）については、正規の勤務時間（同項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、同条第3項各号に掲げる日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。次号において同じ。）を命じないものとする。
- 二 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。
 - イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務
 - ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務
 - ハ 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
 - ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

【1日の勤務時間】市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）

（勤務時間）

第22条 教職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 ～ 6 略

（週休日及び勤務時間の割振り）

第22条の2 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、教育委員会は、育児短時間勤務教職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務教職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 市町村教育委員会は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務教職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務教職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。